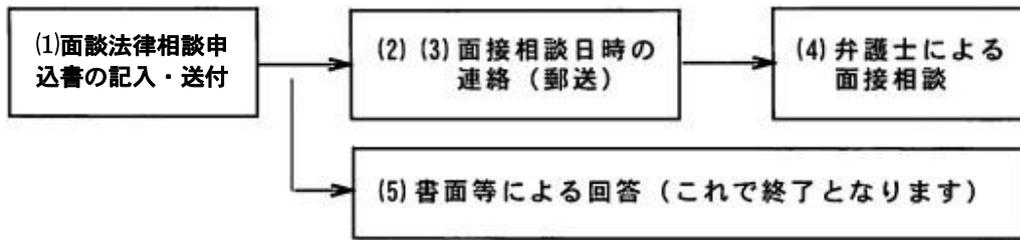


医療事故法律相談のご案内

1. 医療事故法律相談までの手順



(1) 面談法律相談申込書の記入・送付 (郵送)

この面談法律相談申込書は、弁護士が事故内容について理解し、法律相談をスムーズに進めるための資料とさせていただきます。

お身体がご不自由で、代筆してくださる方がいらっしゃらないなどの理由で、どうしても記入ができないときには、遠慮なく電話でご連絡ください。

次の点に注意して、これまでの経過などを面談法律相談申込書に記入し、ご郵送ください。

※ ご注意

①面談法律相談申込書の記入について

1～29までの各質問について、その下の空白部分に、インク又はボールペンを用いてできるだけ詳しく記入してください。この面談法律相談申込書に書ききれない場合には、別の用紙（できればA4サイズをご用意いただき、5枚程度を目安）に記入してください。

記入に際しては、事柄の起こった順に、分かる限りの年月日と合わせてご記入ください。

②現在、お持ちの資料送付について

お手元に診断書、診療情報提供書、説明及び同意文書がありましたら、これらについては、そのコピー（原本は必ずお手元に保管してください）を面談法律相談申込書と同封してご郵送ください。

その他のカルテのコピー、フィルム、写真などの面談法律相談申込書24に記載したような資料につきましては、相談日当日にご持参ください。

③相手方医療機関への対応について

今回の面談法律相談申込書の記入、あるいは医療事故法律相談のために、改めて相手方医療機関に対し、診断書類を求めたり、交渉したりなどはなさないでください。

(2) 面談相談日のご連絡（郵送）

記入した面談法律相談申込書が当医療事故相談センターへ郵送で届きました後、検討したうえ、弁護士の面談による法律相談を行う場合は、追って相談日時（原則として火曜日・木曜日の午後を予定しています）を郵送にて書面でお知らせします。

原則として面談法律相談申込書が到着した順から面談相談日の設定をしております。相談を早く受けられたい特別な事情がある場合は、その旨、面談法律相談申込書の余白などに記入してください。

但し、必ずしもご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

なお、現在、多数の相談申込みをいただいております、面談法律相談申込書受領後、相談日までに約3週間～1ヶ月程度の期間を要しております（期間は目安になりますので、詳細は「医療事故相談センター」までお問い合わせ下さい）。早い相談を希望されるお気持ちは十二分に理解しておりますし、私どももできる限り面談相談日までの時間を短縮できるよう努力しておりますので、どうぞ今しばらくお待ちください。

(3) 面談相談日のご連絡が届いたら

ご連絡書面に書いてある面談相談日時をご確認ください。

場所は「医療事故相談センター」です。

（名古屋市東区泉1丁目1-35ハイエスト久屋6階）

できる限りご連絡致しました日時に都合をつけていただいております。

ご連絡した相談日時ではどうしても都合が悪い場合、又は相談を取りやめたい場合には、速やかに当医療事故相談センターへご連絡ください。

事前に何のご連絡もなしに相談を欠席された場合には、医療事故法律相談の申込みを取り下げられたものとして処理させていただきますのでご了承ください。

順番を待っていらっしゃる多くの被害者のためにも、決してご連絡のないまま相談を欠席するようなことはなさないでください。

(4) 面談による法律相談の実施

当医療事故相談センターにおける弁護士の面談による法律相談は、原則として1つの事故について1回の面談による法律相談で、60分までを目途としてこの時間内にできる範囲で、無料で実施しております。

重ねての相談の申込みの場合は、新しい事実が判明したなどの特段の理由がある場合を除いては、ご遠慮させていただいております。たくさんの相談申込のご要望に広くお答えしたいと考えておりますので、ご了承ください。

なお、電話による法律相談は実施しておりません。

その後の法律相談の継続や受任については有料です。

その後の手続きについては、面談相談の折に、担当弁護士から説明を受け、お渡ししますパンフレットをお読みください。

(5) 面談相談による法律相談をお断りする場合

面談法律相談申込書を検討した結果、相談内容が法律相談の範囲にない場合などの理由によって、面談による法律相談をお断りする場合があります。この場合には、面談法律相談申込書は厳封してご返却致します。

2. 医療過誤問題研究会・医療事故相談センターについて

医療過誤問題研究会は、医療被害の救済と防止・患者の人権の確立を目的に1977年10月に設立された団体です。2025年7月現在42名の弁護士によって構成され、当研究会が、その活動の一環として医療事故相談センターを開設し、研究会のメンバーの弁護士が交替で、週2回～3回、医療事故法律相談を実施しております。

面接相談の手続きなどは、医療事故相談センターが代行しておりますが、各相談や受任後の弁護活動については、それぞれ担当の弁護士が責任を持って実施するものであり、医療事故相談センターが団体として責任を負うものではありません。

もちろん、当研究会としては、それぞれの弁護士がより質の高い弁護活動が提供できますよう、勉強会や症例検討会を定期的を開催し、努力致しております。医療被害の救済をはかるには、ご相談者と弁護士が十分な信頼関係の元に手を携えて取り組まなければなりません。それぞれの担当弁護士から遠慮なく十分な説明を受けてください。それでもなお、ご不明な点やご不満などがありましたら下記事務局へご連絡ください。当医療事故相談センター内の苦情処理システムにより、必要に応じた対応をさせていただきます。

3. 医療事故相談センターへのご連絡方法

医療事故相談センターの事務局には、弁護士は常駐しておりませんし、専任事務員は毎週火曜日・木曜日の午後2時～午後4時30分までしか在勤しておりませんので、日時をご確認のうえ、郵便又は電話でご連絡くださいます様よろしくお願い致します。

郵便の場合・・・医療事故相談センターは、

〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目1-35ハイエスト久屋6階
に事務所を構えておりますので、こちらへお送りください。

電話の場合・・・毎週 火曜日・木曜日の午後2時～午後4時30分まで

TEL：052-951-3226

電話番号を通知する設定でお電話をおかけください。

- ※ なお、医療事故相談センターと同じ室内に事務所を構える医療事故情報センターでは、土・日・祝日以外は午前9時～午後5時まで、毎日スタッフが勤務しておりますので、電話口に出て、簡単なご伝言を取り次ぐことは可能です。但し、簡単なご伝言に限らせていただきますのでご理解とご協力をお願い致します。